

## 公募要領

### 1. 本ファンドの特徴

- (1) 観光地における地域課題に特化したテーマ型投資
  - ・ 本ファンドは、県内観光活性化に資する地域課題解決に特化しており、専門性の蓄積と再現可能なモデルの構築を図ります。
- (2) 休眠預金を活用した社会課題解決型インパクトファンド
  - ・ 本ファンドは、休眠預金\*を活用し、地域社会が抱える課題の解決と持続可能な事業創出を目的としたインパクトファンドです。
    - \* 「休眠預金等活用法」に基づき、内閣総理大臣から唯一の「指定活用団体」として指定されている一般財団法人 日本民間公益活動連携機構(以下、JANPIA)から一部出資を受けファンドが組成されています。
  - ・ 民間資金だけでは届きにくい社会課題領域に対し、資金供給と伴走支援を組み合わせることで、地域における新たな価値創出と自立的な事業成長を支援します。
- (3) 地域インパクトと持続的収益の両立
  - ・ 財務リターンだけでなく、社会的インパクト、地域波及効果の三点を統合的に評価します。

### 2. 募集対象

- (1) 対象領域
  - ・ 本ファンドでは、休眠預金活用制度が対象とする「優先的に解決すべき社会課題」のうち、地域社会の活力低下など、社会的に困難な状況に直面している地域の支援に関する活動に取り組みます。とくに 「地域の働く場づくり」や「地域活性化」などの課題解決に向けた取組を支援することを目的としています。
  - ・ 上記の実現に向けて、本ファンドでは以下の3つのテーマを設定し、出資および伴走支援(事業支援やインパクト評価等)を行います。
    - ① 空き家・空き店舗の再生・利活用の取組
    - ② 観光地におけるエネルギー地産地消等の再エネの取組
    - ③ 外国人労働者の定着支援や多文化共生の促進による人材確保・環境改善につながる取組

- (2) 公募対象先について
  - ・ 日本法に準拠して設立された法人  
 ※既存団体・事業者を主とし、必要に応じて新たな事業主体を設置する事も対象
- (3) 地域要件
  - ・ 群馬県内で実施される事業、または群馬県に具体的な経済・雇用波及効果等のポジティブインパクトがある事業を対象とします。
- (4) 申請可能期間
  - ・ 2026年3月31日～2031年3月  
 ※早期終了の可能性あり
- (5) その他要件
  - ・ 本ファンド以外の休眠預金活用事業（助成型・出資型）について、下記①及び②の項目に該当しない事  
 ※但し、下記①②を満たす場合でも、別紙1に該当する場合には、応募不可
  - ① 現在、他の休眠預金活用事業の「助成」に申請中である
  - ② 現在、他の休眠預金活用事業で「助成」を受けて事業を行っている
  - ・ 別紙2に定める事項を誓約可能な事

### 3. 投資概要（想定）

投資手法	株式・新株予約権の取得
投資額目安	1件あたり3,000万円～2.5億円 投資先の成長に合わせて追加投資も検討
本ファンド特有の制限	議決権比率で50%未満までの出資制限とする
投資期間	5～7年程度を想定
EXIT	株式譲渡、MBO 等（個別協議とする）

### 4. 投資検討プロセス

- (1) 事業モデルに加えて、解決する地域課題・創出したい社会的インパクトを深く理解するため、応募申込まいただいた後、投資チームとの対話を重視します。事業性・社会性の両面からDD・投資条件の擦り合わせ、投資委員会を経て投資決定いたします。

## 5. 評価基準

- (1) 本ファンドの考え方との一致と創出する社会的インパクト(地域課題への貢献)
  - ・ 地域雇用への効果
  - ・ 外国人労働者の定着率向上への寄与
  - ・ 空き家活用戶数
  - ・ フードロスの改善や再エネルギーによる地域改善への寄与
  - ・ 地域事業者との連携性 等
- (2) 事業性
  - ・ 収益モデルの妥当性
  - ・ 事業運営チームの体制・実行力
  - ・ リスク管理体制 等
- (3) 地域波及効果
  - ・ 地域関係者との連携可能性
  - ・ 地域内経済循環への寄与
  - ・ 産業横断的な広がり 等
- (4) ガバナンス・コンプライアンス体制の整備

## 6. 応募方法

以下の資料を HP 記載のアドレスに電子メールにてご提出ください。

- (1) 応募申込書 ※HP に書式を掲載
- (2) 事業計画 (3~5 年)
- (3) 資金使途内訳
- (4) 想定インパクト効果
- (5) ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類

## 別紙 1

下記に該当する場合には、応募は出来ない

1. 宗教の教義を広め儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。
2. 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの。
3. 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）もしくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの。
4. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
5. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にあるもの。
6. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体。
7. 指定活用団体の指定、本ファンド、活動支援団体、実行団体もしくは支援対象団体の選定を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しないもの。
8. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいるもの。
  - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
  - (イ) 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
  - (ウ) ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していないもの。
  - (エ) 独立行政法人及び国立大学法人
  - (オ) JANPIA の役員及び審査委員が役員に就いている団体、又は過去にこれらの者が役員に就いており退任後 6 か月間を経過していないもの。
  - (カ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始申立、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始申立又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始申立がなされているもの。
  - (キ) 過去 2 年以内に銀行取引停止処分を受けているもの。
  - (ク) 債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされているもの。
  - (ケ) GP（無限責任組合員）との利益相反が生ずるもの。
  - (コ) 地方公共団体等の行政機関と強い関係性を有する団体。※運営財源が 100% 行政予算で充当されている団体や、行政職員が運営実務に従事しその割合が申請団体の構成員の 100% を占める団体（行政職員であっても、職務外の行為として団体の事業に従事する場合にはこの限りではない）

## 別紙 2 (1)

### 採択後の誓約事項

事業実施にあたり必要な事項においては、出資先と協議の上、資金提供契約に定めます。

#### 1. 事業の進捗管理及び本ファンドとの連携

- ・ 投資先事業者は、投資契約に基づき、原則として6か月ごとに進捗状況の報告を行っていただきます。
- ・ 毎月1回以上程度、対面形式（WEB会議を含む）による進捗状況についての協議を行います。
- ・ 本ファンドは、報告の結果等を踏まえ、投資先事業者に対し協力、支援、助言等を行います。
- ・ 本ファンドと投資先事業者が協働し、社会的インパクトの測定・評価に取り組みます。投資先事業者には、事業の成果を明らかにし、社会的意義を広く発信するため、インパクト評価の実施にご協力いただきます。
- ・ 本ファンドや JANPIA は事業の進捗状況や評価結果、休眠預金の使用状況等を公開します。

#### 2. シンボルマークの表示

- ・ 事業実施に当たっては、休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークをウェブサイト等に表示してください。

#### 3. 情報公開

- ・ 本事業に関する情報公開については、以下の通りとします。

##### 【公募に関する情報公開】

- A) 本ファンドは、選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定理由を、本ファンドの Web サイト上で広く一般に公表するものとします。但し、公表にあたっては、当該実行団体の正当な権利又は利益を損わないように配慮します。
- B) JANPIA では JANPIA の WEB サイト上に本ファンドの WEB サイトへのリンクを設定するなど、本ファンドの実行団体の公募の進捗について一般に公表します。また本ファンドとの協議の上、公募に関する情報を、JANPIA の事業報告書・WEB サイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

##### 【ガバナンス・コンプライアンス規程に関する情報公開】

- A) 実行団体には、公正かつ適切な事業実施のためのガバナンス・コンプライアンス体制が確保されていることが求められます。本ファンドでは、実行団体のガバナンス・コンプライアンス規程等、当該体制の整備状況が確認できる資料について、提出または公表のいずれかの方法による提示を、状況に応じてお願いすることがあります。

別紙 2(2)

4. 選定の取消し等

- ・ 本ファンドは、投資先事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その選定の取り消し、または期間を定めて投資先事業者における出資金を活用した事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。
  - A) 事業を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき
  - B) 法に基づく処分または投資契約に違反したとき
  - C) 上記に掲げる事由のほか、出資金の活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき
- ・ 投資先事業者は、上記の規定に基づき事業の全部または一部の停止を求められたときは、その求めに応じて事業の全部または一部を停止しなければなりません。
- ・ この規定に基づき選定を取り消され、その取消の日から3年を経過しない団体は、本ファンド又は投資先事業者の選定に申請することができません。